



利用可能な手続

- **申告**……所得税(及び復興特別所得税)、法人税・地方法人税(及び復興特別法人税)、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税
 - **納税**……全ての国税
 - **申請・届出等**……納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など
- ※電子署名を必要としない一部の手続等(納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更等)については、スマートフォン等でもご利用になれます。

e-Taxを利用するには

- **電子証明書等の準備**
※電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で。
- **利用者識別番号等の取得**
※e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行(通知)されます。
- **e-Taxソフトやe-Taxソフト(WEB版)等にて電子証明書等を登録(初期登録)**
※e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。
※e-Taxソフト(WEB版)は、e-Taxソフトのダウンロードやパソコンへのインストールをせず、Web上での入力により、e-Taxでの申請や帳票表示ができます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

利用開始の手続、受付時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

土地・建物や金地金を売ったとき

土地や建物などを売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と区分して計算(分離課税)することとなり、土地や建物などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いた譲渡所得金額に税率を掛けて計算します。

なお、土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。

また、金地金を売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得に合算して計算(総合課税)することとなります。総合課税の譲渡所得の金額は、金地金を売った金額から取得費、譲渡費用、特別控除(年間50万円)を差し引いて計算しますが、金地金の所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、計算した総合課税の譲渡所得の金額の2分の1を給与所得などの他の所得に合算します。

自宅などからインターネットにより国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または**国税庁 検索**の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、申告書の作成をすることができます。作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で送信することもできますので、是非ご利用ください。

申告書の作成・提出について分からないことがありましたら、玉名税務署にお尋ねください。

問い合わせ先 玉名税務署 ☎0968・72・2125

確定申告は正しくお早めにお願ひします

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(火)までです。

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採用しています。

申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間掛かる場合もありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

なお、国税庁ホームページで、「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。画面案内に従って金額などを入力することにより、計算誤りのない所得税や消費税などの確定申告書類を作成することができます。この確定申告書は印刷して、所轄税務署へ郵送などにより提出できますので、ぜひご利用ください(e-Taxで送信もできます)。

詳しくは、玉名税務署にお尋ねください。**確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ!**

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、①e-Taxの利用開始のための手続、②e-Taxソフト、③確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関する問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談等を除く。)を設置しております。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **電話:0570-01-5901**

●青色申告をするためには、青色申告を始めようとする年の3月15日までに届出書の提出が必要です!

所得税の申告に「青色申告」という制度があるのをご存じでしょうか。

これは、不動産所得、事業所得または山林所得のある人が一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をすれば、所得や税額の計算上、様々な有利な取扱いが受けられるという制度です。

新たに青色申告を始めようとする方は、その年の3月15日まで(その年の1月16日以後新たに開業した方は、開業の日から2か月以内)に「青色申告承認申請書」を所轄の税務署へ提出してください。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署の所得税担当にお尋ねください。玉名税務署(電話:0968-72-2125) ※自動音声案内

●個人で事業を行っている方の記帳・帳簿などの保存

◎対象となる人

事業所得、不動産所得または山林所得があるすべての人です。

※所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人も、記帳・帳簿保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	